

小田原市監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき財産区定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年10月30日

小田原市監査委員	近	藤	正	道
小田原市監査委員	山	崎	佐	俊
小田原市監査委員	加	藤	仁	司

令和6年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 自治会連合会に交付した補助金について、事業の完了後に交付申請を受け、交付決定を行っていた。また、補助金額の確定が行われていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限り、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要などころであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和6年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和6年度定期監査（曾我財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和5年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク （議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク （食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。